

提出期限は
3月16日まで！
所得税の確定申告、市・県民税の申告はお早めに！

平成26年分の確定申告書と、市・県民税の申告書の提出は、3月16日(月)までです。次の各会場の受付内容・時間などを確認して、申告してください。



申告は正しくお早めに！

問い合わせ先

課税課市民税班 ☎(93) 11111
内線21775219

成田税務署 ☎(28) 51511
(自動音声で受け付け、用件に応じて担当者が応じます)

会場
イオンモール成田
2階イオンホール
(成田市ウイング土屋)
確定申告書の提出・相談

期間

3月16日(月)まで
(土・日曜日を除く)
※3月1日(日)は実施します。

受付時間

午前9時～午後4時
(提出は午後5時まで)
※午前9時～10時までは、立体駐車場3階の連絡通路から入る2階「C」入口が専用口になります。
※昼食時間帯は職員が交代するため、待ち時間が特に掛かることがあります。

会場
市役所仮庁舎2階会議室
確定申告書、市・県民税申告書の提出・相談

期間

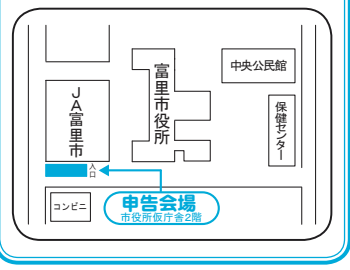
3月16日(月)まで
(土・日曜日を除く)
※3月8日(日)は、市・県民税申告書の提出・相談のみを市役所本庁舎課税課窓口で行います。当日は、休日夜間受付から来庁ください。

受付時間

午前9時～正午／午後1時～4時
午前中の個別相談を受け付ける順番は、午前8時10分に抽選を行い、以降は先着順になります。

市役所の申告会場が変更になりました

昨年までの申告会場であった「別館」は、新保健センター建設工事に伴い、解体されました。今年から農協隣りの**仮庁舎が申告会場**となります。



なお、個別相談は大変混雑しますので、混雑状況により早めに受付を終了する場合があります。

※市役所には警備の都合上、早朝から入場することはできません。ご注意ください。

申告は期限内に！

市・県民税の申告書は、国民健康保険税や介護保険料などの算定基礎資料になります。また、申告をしないと融資を受けるときなどに必要な税関係の証明書の発行や、国民年金(障害基礎年金、老齢福祉年金、保険料免除など)の所得調査ができません。必ず申告をしてください。

ご注意ください！
市役所で受けられない相談

確定申告のうち、次の相談は市で受け付けることができません。イオンモール成田の会場で相談してください。

- ◎住宅借入金等特別控除
- ◎初めて受ける人・連帯債務のある人の申告
- ◎営業や農業などの事業収入や不動産収入が、500万円以上の申告
- ◎事業などを開始して初めての申告
- ◎青色申告
- ◎所得計算が複雑な申告
- ◎譲渡所得(土地、建物、株式、会員権の売却など)の申告
- ◎配当所得の申告
- ◎災害の控除(東日本大震災、台風災害などに係る雑損控除なども含む)の申告
- ◎贈与税、消費税の申告、準確定申告

4月～ 軽自動車税の税率が変わります

地方税法の一部改正に伴い、平成27年度課税分(平成27年4月1日現在所有されている車両)から軽自動車税の税率が変更になります。

四輪車など

平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたものについては、平成27年度から新税率が適用されます。なお、平成27年3月31日以前に車両番号の指定を受けたものについては、これまでと変更ありません。

また、初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両(電気自動車などを除く)は、平成28年度から重課の税率が適用されます。

平成27年度税制改正の改正案

平成27年度税制改正の改正案について、次の内容が総務省より発表されました。

- ◎二輪車に係る税率の引上げの1年延期
- ◎平成27年度に新規取得した軽四輪車等について燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)の導入 など

詳しくは、総務省ホームページの「平成27年度税制改正の概要(地方税)」で確認できます。

総務省ホームページ
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html

四輪車などの税率

| 車種区分 | | 税率(年額) | | | |
|------|------|------------------------|----------------------|------------------------------|---------|
| | | 平成27年3月31日までの登録車(現行税率) | 平成27年4月1日以後の登録車(新税率) | 登録後13年超(重課税率) ※平成28年4月1日～ | |
| 軽自動車 | 四輪乗用 | 自家用 | 7,200円 | 10,800円 | 12,900円 |
| | | 営業用 | 5,500円 | 6,900円 | 8,200円 |
| | 四輪貨物 | 自家用 | 4,000円 | 5,000円 | 6,000円 |
| | | 営業用 | 3,000円 | 3,800円 | 4,500円 |
| | 三輪 | | 3,100円 | 3,900円 | 4,600円 |

軽自動車などの廃車や名義変更は届け出が必要

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

次のようなときは、手続きをしないといつまでも課税されることとなります。

次の項目に該当するときは、3月中に廃車手続きや名義変更の手続きを済ませてください。

- ◎使用をやめたとき
- ◎廃棄したとき
- ◎所有者が亡くなられたとき
- ◎盗難に遭ったとき(警察への盗難届の受理番号が必要)
- ◎他人に譲ったとき(名義変更の処理が済んでいるか確認をしておきましょう)
- ◎他市町村に住所を移したとき

問い合わせ・届出先

- ▼軽四輪 軽自動車検査協会 千葉事務所 ☎050-3816-3114
- ▼軽二輪・二輪小型自動車 関東運輸局千葉運輸支局 ☎050-5540-2022
- ▼125cc以下のバイク、農耕用小型特殊自動車など ※ナンバープレート(標識、印鑑、標識交付証明書が必要)です。

課税課市民税班 ☎(93) 0443

電話催告を行います

3月は 市税収納強化 月間です

市では、税負担の公正・公平性の確保と各種行政サービスの維持を目的に、3月を収納強化月間として、市税などの未納がある人を対象に電話催告を行います。

市税の納付遅れや滞納額の増加を防止するため、納期限までの納付が確認できていない人に、電話でお知らせします。

※特定の金融機関や口座番号を聞くことや振込の指示はありません。

日時 3月14日(土)、15日(日) 午前9時～午後4時

市税休日納付相談

日時 3月22日(日) 午前9時～午後4時

場所 納税課(出入り口は市役所夜間受付になります。)

納付相談などの対象

- ◎市・県民税
- ◎固定・都市計画税
- ◎軽自動車税
- ◎国民健康保険税

問い合わせ先

- ◎納税課納税班 ☎(93) 0433
- ◎国保年金課国保税班 ☎(93) 4084

☎(93) 0443